

意見書案第 14 号

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないこと等を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年10月8日

福岡市議会

議長 伊藤嘉人様

提出者 福岡市議会議員

堤田 寛

淀川 幸二郎

松野 隆

はしだ 和義

田中 たかし

津田 信太郎

勝山 信吾

堀本 わかこ

森 あやこ

近藤 里美

平畑 雅博

尾花 康広

中島 まさひろ

倉元 達朗

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないこと等を求める意見書

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの貴い命が失われました。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1,593名の氏名が刻銘されています。その碑には福岡県出身者4,030名の氏名も刻まれています。

糸満市摩文仁を中心に広がる沖縄本島南部地域は、昭和47年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の貴さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されています。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた民間人や命を落とした兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した現在も戦没者の遺骨収集が行われています。

平成28年3月に超党派の議員立法で「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」が制定されました。政府には国の責務として遺骨を早期に収集し、弔うことが求められています。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、次の事項を実現されるよう強く要請します。

- 1 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないこと。
 - 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を遵守し、政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、
厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣官房長官、
沖縄基地負担軽減担当大臣、
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策） 宛て

議長 名